

セーフティネット保証 5 号の対象業種に「広告業」を指定

経済産業省は、業況の悪化している業種に属する事業を行う中小企業者を対象とするセーフティネット保証 5 号について、指定業種の通番 438、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）細分類番号 7311 で「広告業」が下記期間で指定。

指定期間：令和 4 年 10 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日

セーフティネット保証 5 号

（全国的に）業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置です。

対象中小企業者

以下のいずれかの要件を満たすことについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者が対象です。

（イ）指定業種に属する事業を行っており、最近 3 か月間の売上高等が前年同期比 5% 以上減少の中小企業者

（ロ）指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち 20%を占める原油等の仕入価格が 20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

手続きの流れ

対象となる中小企業の方は、法人の場合は登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地、個人事業主の方は事業実体のある事業所の所在地の市町村(または特別区)の商工担当課等の窓口に認定申請書を提出(その事実を証明する書面等があれば添付)し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことが必要です。

お問い合わせ先

最寄りの信用保証協会外部サイト

中小企業金融相談窓口

電話：03-3501-1544(直通)

中小企業庁事業環境部金融課

電話：03-3501-1511

FAX：03-3501-6861

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm